

よくある質問（FAQ）

みなさまからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。

Q1 対象施設を詳しく教えてください。

県内に所在する保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園および地方裁量型認定こども園の4類型すべて）および地域型保育事業所のいずれかの施設が対象です。

Q2 対象職種を教えてください。

保育士に限らず、事務職員等を含む保育所等に勤務されているすべての職種の方が対象です。

Q3 産前・産後休暇等により現在業務に従事していない職員は対象になりますか。

令和元年度中に県内の保育所等で勤務した期間が通算10年に達した方であれば、現在業務に従事していない方も対象となります。

Q4 雇用形態が正規でない職員も対象になりますか。

1日6時間以上かつ月20日以上勤務されていれば、雇用形態は問いません。

Q5 育児休業、産前・産後休暇等で業務に従事していない期間を含めるのですか。

育児休業、産前・産後休暇等により実際に保育現場で業務に従事していない期間も勤務した期間に含めてください。

Q6 対象者の推薦を行うのは誰ですか。

施設長になります。（法人の理事長や株式会社の代表取締役ではありません。）

Q7 推薦書に押印欄がありませんが、施設長印の押印は必要ないですか。

施設長印の押印は不要です。電子メールで提出いただくことも可能です。

Q8 1施設から推薦できる職員は1人のみですか。

推薦人数に制限は設けていませんので、対象者であればすべて推薦してください。

Q9 なぜ勤務した期間が通算10年の職員のみを対象とするのですか。

事業の趣旨にも記載しておりますが、保育現場で長年頑張っておられる職員のみみなさんがたくさんいらっしゃることは十分存じ上げており、大変感謝申し上げる次第です。

一方で、勤務年数が10年未満の方の離職率が8割を超えている現状があり、10年未満の保育士等のみなさんにとって一つの目標としていただき、職場定着を図るため、この事業では対象者を勤務した期間が通算10年の方とさせていただきます。

なお、県内の保育現場で通算11年以上勤務されている方に対しては、この事業とは別に、知事から感謝メッセージをお送りする予定です。